

平成 25 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 25 年 8 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	小松信男君	10 番	君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カヅエ君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

10 番	江良邦勝君	29 番	小堀田幸一君
37 番	平岡秀樹君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第41号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成25年第8回総会を開催致します。では始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。本日はお仕事でお疲れのところ、また暑い中にご出席いただきましてありがとうございます。今年は梅雨明けと同時に真夏のような気象となり、これが来月末まで続くとの予想がされております。皆さんも身体に十分注意して仕事に励んでいただきたいと思います。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（森内健二君） 本日は、10番江良委員、29番小堀田委員、37番平岡委員から欠席届が提出されておりますけれども、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、25番前田達也委員、26番柴田眞一委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第38号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

では、1番について説明いたします。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑173㎡及び田1,592㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはサツマイモを栽培される計画です。

2番について説明いたします。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田977㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。

五和町の譲受人は熊本市の譲渡人から五和町の畑575㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は耕作可能で取得後は飼料作物を作付けされる計画です。

次に4番ですが、先ず資料④の9ページの下段をご覧ください。今回、同一の申請人の間で第2種農地の畑一筆を耕作及び個人住宅、耕作用通路といった多用途の目的で分筆し所有権移転するもので、4番の案件につきましては、この内、耕作目的で取得する部分(配置図及び排水計画図の③)についての権利移動の申請でございます。なお、転用目的での権利移動分については、後の第40号議案で上程しております。

五和町の譲受人は五和町の譲渡人から五和町の畑630㎡の内、211.56㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は耕作可能で、取得後は野菜を栽培される計画です。

○事務局(藤崎眞二君) 5番について説明します。

栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田722㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻野菜を栽培される計画です。

○事務局(吉田直哉君) 6番について説明します。

天草町の譲受人は天草町の譲渡人から天草町の田608㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。取得後は水田の利用目的から畑へ変更し、バレイショを作付けされる計画です。

7番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人から河浦町の畑305㎡を売買により取得したいというものです。本案件の申請人の間で農業経営基盤強化促進法の規定に基づく所有権移転の申し出も同時にあっており、後の議第41号でご審議をお願いしたいと思いますが、本案件の申請地だけが農振農用地区域外の農地であるため、農地法第3条の規定による許可申請に至っております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は耕作可能で取得後は飼料作物を作付けされる計画です。

8番について説明します。河浦町の譲受人は熊本市の譲渡人から河浦町の畑995㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は耕作可能で、取得後はカライモを作付けされる計画です。

○議長(鶴田雄士君) それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○22番(森下雅成君) 22番、森下です。1番について説明致します。

譲受人と譲渡人は親子関係にあります。今回、譲渡人から譲受人へ利用権の設定から合意解約を行ってからの贈与による所有権移転の申請となっております。申請地は楠浦小学校

の近くで、昭和36年3月には場整備を行った水田と新和町に通じる草積線の沿線にあります。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。

譲渡人は高齢により譲受人に農地を譲りたいという申請です。今回の申請地も譲受人の田に隣接しており、また、その申請地を通らなければ譲受人は自分の農地には行けないといった事情もあります。

取得後は水稻を耕作される予定です。別に問題は無いと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。3番について説明致します。

申請場所については、五和支所より北へ1kmほど進んだ集落のところにあります。譲受人は申請地の隣に住んでおり、取得後は飼料作物を耕作される計画です。何等問題はないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○7番(佐々木碩哉君) 7番の佐々木です。4番について説明致します。

先ほど事務局より詳しい説明がありましたが、1筆の畑を個人住宅と通路と農地に分けて申請がしてあります。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○25番(前田達也君) 25番の前田です。5番について説明致します。

申請場所については、栖本小学校の真向かいにあります栖本川のすぐ横にあります。譲渡人は高齢のため耕作できないとのことで、譲受人が耕作をされております。現地を確認しましたが、きれいに耕作されており、何等问题はないと思いますので、ご審議をよろしく願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について担当委員より説明をお願いします。

○3番(川原昭雄君) 3番の川原です。6番について説明致します。

申請地は、天草町高浜の昭和56年にほ場整備を実施し、その時非農用地として除外された田であります。理由としては、自己住宅を建てる予定があったということですが、これ

まで家を建てないままに現在に至っております。しかし現在は利用・形状変更届が出され畑として馬鈴薯が作られております。今回、耕作者である譲受人に譲り渡す申請であり、特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。7番について説明致します。

申請場所は、河浦バイパスの入口にあるガソリンスタンド付近にあります。以前は雑木林ようになっておりましたが、現地確認を行った際にはきちんと管理されておりました。

譲受人は、大規模に牛を飼っており、この農地には飼料作物を耕作される予定です。

特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。8番について説明致します。

譲受人は、熊本市の譲渡人より経営規模の拡大を図るため売買により取得したいというものです。申請場所は、国道沿いにある路木ダム建設事務所より約1kmほど海岸の方へ入ったところにあります。譲受人の農地とも隣接しており、からいもを栽培したいとのこと。特に問題はないと思いますので、みなさんのご審議よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第39号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） お手元の②③④の資料と前方のスクリーンをご覧いただきたいと思えます。

まず、1番について説明します。五和町の申請人は植林し山林とするため、五和町の畑6,392㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。1番について説明致します。

申請場所につきましては、城河原交差点より右に500mほど進んだところの県道の上にあります。周囲はほとんどが山林で1筆だけが農地となっており、みかんを栽培されています。しかしながら、ほとんどが山林でありますので、特に問題ないと思えます。よろしくご審議の程をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。

天草町の申請人は植林し山林とするため、天草町の田438㎡、畑2,536㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。2番について説明致します。

申請内容としては、天草町の田1筆と畑が7筆の計2,974㎡に植林したいという申請です。現地を確認しましたところ、周囲は雑木林が密集しており、これでは止むをえないと思った次第です。周囲には迷惑はかからないところでございますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。

河浦町の申請人は植林し山林とするため、河浦町の田1,102㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 　次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 　5番の武内です。3番について説明致します。

申請場所については、新合地区の中でも1、2を争う山の中腹に位置するところにある田であります。長年、草払いだけをされてきたところであり、周囲も山林化しておりますので、何等問題はないと思います。よろしくご審議の程をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 　日程第4、議第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 　引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

川原町の譲受人は、不動産業経営に伴う宅地分譲販売を行うため、大阪府岸和田市の譲渡人外2名から浜崎町の田981㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請場所は、本渡北小学校の東側にあります。南側に隣接する農地がありますが、同意もとれております。給水は市の上水道、生活雑排水や汚水については公共下水道、雨水は道路側溝へと流す計画となっております。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

今釜町の譲受人は、不動産業経営に伴う宅地分譲販売を行うため、今釜町の譲渡人から今釜町の畑901㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

申請場所は、今釜町の葦原医院の近くにあり、都市計画区域用途地域内の農地です。給水は市の上水道、生活雑排水や汚水については公共下水道を利用し、雨水は道路側溝へと流す計画となっております。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

亀場町の譲受人は、個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人から亀場町の畑 80 m²を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、宅地及び駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。3番について説明致します。

申請場所については、天草自動車学校の手前から右に入り、10mほど進んだ左側にあります。譲受人は父親の農地を譲り受け、個人住宅を建てたいという申請です。

先ほど事務局からも説明があったように、農地法を知らずに譲渡人が小屋を建てており、たいへん申し訳ないと反省をされておりました。

給水は市の上水道、生活雑排水や汚水については公共下水道を利用し、雨水は道路側溝へと流す計画となっております。また、区長からの排水同意書についても添付されております。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

志柿町の譲受人は、個人住宅を建築するため、志柿町の譲渡人から志柿町の畑 219 m²を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。4番について説明致します。

申請場所については、志柿町の知ヶ崎住宅の道向いにある住宅地の一角にあります。

現在は梅が植えられておりましたが、この土地に自己住宅を建築したいとの申請です。

給水は市の上水道、生活雑排水や汚水については公共下水道を利用し、雨水は道路側溝へと流す計画となっております。また、区長からの排水同意書についても添付されております。

特に問題はないかと思しますので、ご審議の程よろしく願います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

旭町の借受人は、太陽光発電施設を建設するため、佐伊津町の貸渡人から佐伊津町の畑252㎡を賃借権の設定により借り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。5番について説明致します。

申請場所については、JAあまくさ佐伊津支所より左へ入った上在郷地区の小高い丘の上にあります。ここは以前、貸渡人の鶏舎があった場所でしたが、現在は若干の鶏舎の跡と畑となっております。借受人は貸渡人と賃借権の設定を行い、この丘の上にある日当たりの良い場所に太陽光発電施設を建設したいとの申請です。

区長からの排水同意も取れており、特に問題はないと思しますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。この案件という訳ではないのですが、もともと農地を太陽光発電施設に転用することは許すというように聞こえたのですが、それでよろしいのでしょうか。

○事務局（森内健二君） ただ今、ご質問があった件ですが、農地法許可基準に沿って問題が無ければ、承認してもいいのではないかと思います。

○33番（戸谷泰典君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見等ございませんか。質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 6番を説明いたします前に、会長にお伺いします。

6番と次の7番の案件につきましては、同一の申請人でございますので、2案件をまとめて説明させていただいてよろしいでしょうか。なお、6番と7番の申請人につきましては、先にご審議いただいた議第38号の4番の案件の申請人と同じでございます。

○議長（鶴田雄士君） わかりました。お願いします。

○事務局（吉田直哉君） まず、6番について説明します。

五和町の譲受人は耕作用通路とするため、五和町の譲渡人から五和町の畑 630 m²の内、44.01 m²を売買により転用したいというものです。資料④の9ページの下段の配置図中、②の部分です。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。

次に、7番について説明します。

五和町の譲受人は自己住宅とするため、五和町の譲渡人から五和町の畑 630 m²の内、370.46 m²を売買により転用したいというものです。資料④の9ページの下段の配置図中、①の部分です。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。6番と7番について説明致します。

申請場所については、城河原小学校より200mほど進んだ上野原自治公民館の近くにあります。

譲受人は、自己住宅を建てる土地を探しておりましたが、子どもの通学に利便性が良いこの土地に自己住宅と隣接する農地への耕作用通路を建設したいとの申請です。

給水は市の上水道、汚水等については合併浄化槽を利用し、雨水は道路側溝へと流す計画となっております。また、区長からの排水同意書についても添付されております。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 続きまして、7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤崎眞二君) 8番について説明します。

倉岳町の譲受人は、山林として管理したいため、八代市の譲渡人から、倉岳町の畑 214 m²を贈与により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番(稲田秀敏君) 2番の稲田です。8番について説明致します。

申請場所は、龍ヶ岳町との境に近い場所にあり、既に山林化しております。ここに杉を40本程度植林し、山林として管理したいという申請です。

区長からの排水同意も取れており、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤崎眞二君) 8番について説明します。

玉名郡南関町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、倉岳町の譲渡人から、倉岳町の畑 485 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番(稲田秀敏君) 2番の稲田です。9番について説明致します。

譲受人は市外在住者ではありますが、今回、倉岳町に自己住宅を建築し、今後天草市民として永住されるとのこと。申請場所は宮田の山間にあり、八代海を一望できる見晴らしの良い場所で、この地に家を建てたいという気持ちがわかる場所でありました。

隣接者や排水等についても同意が取れており、特に問題はないと思っておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 10番について説明します。

天草町の譲受人は宅地拡張するため、天草町の譲渡人から天草町の田 2.73㎡を受贈により転用したいというものです。既に宅地として使用されているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。10番について説明致します。

今回の申請は、すべて宅地に囲まれたわずか2.73㎡の田が残されていたということで、宅地拡張として転用したいという申請であります。

排水の同意も取れており、始末書も添付されておりますので、事情を考慮いただき、ご審議につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11番について説明します。

河浦町の譲受人は来客用駐車場とするため、熊本市の譲渡人から河浦町の畑 273㎡を売買により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○9番（小松信男君） 9番の小松です。11番について説明致します。

申請場所については、宮野河内に大連寺というお寺がありますが、そのお寺に隣接する畑

になります。譲受人はその住職であり、駐車場が不足することから今回、駐車場として転用したいとの申請です。排水同意についても地区の区長から同意も得られております。何等問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 41 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第 41 号について説明します。

1 番の公益財団法人 熊本県農業公社のほか所有権移転の計画が 3 件、利用権の新規設定の計画が 10 件、再設定の計画が 4 件で、総面積は 39,096 m²となっております。

なお、6 ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが 3 案件の内、1 番 2 番については農振農用地区域内の新和町の田 5 筆 5,937 m²を農地保有合理化法人でござい
ます公益財団法人 熊本県農業公社が新和町の譲渡人 2 名から買い受けるものです。

本総会でご承認いただければ公告を経て農業公社へ所有権が移動することとなりますが、農業公社が取得した後、市から農業経営改善計画の認定を受けたあっせん候補者へ当該農地を売り渡す計画となっております。その際も総会でご審議いただくこととなります。

1 番と 2 番は圃場整備がなされた 1 区画の田で、売買価格はいずれも反当り 600,000 円となっております。

続いて 3 番の案件についてご説明申し上げます。同じく農振農用地区域内の河浦町の田 4 筆 10,170 m²を河浦町の譲渡人から経営改善計画の承認を受けた譲受人が売買にて取得したいという申出に基づいた計画でございます。いずれも圃場整備がなされており売買価格は反当り平均 336,283 円でございます。

譲受人は大規模な繁殖牛生産と水稲作の複合経営をされており、取得後は水稲を耕作される計画です。

7 ページ以降は利用権設定の計画でございます。

なお、議案中、次に申し上げます番号が農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

番号を申し上げます。8 ページの 11 番、12 番です。

また、7 ページの 5 番、6 番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の計画でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました所有権移転3件、利用権設定14件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用形状変更届については、今回ありませんでした。

続きまして、許可不要転用の4条案件に係る届出についても、今回はありませんでした。

許可不要転用の5条案件に係る届出については、携帯電話の会社が無線基地局を天草町の下田北に設置するという届出が1件ありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

午後3時02分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 柴田眞一

署名委員 前田達也